

- ◎ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
	（目的）	
第一条 第二条の二 「略」	<p>第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成並びにこれに基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び捕獲等鳥獣の有効利用のための措置その他の特別の措置について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。</p>	
（地方公共団体の役割）	<p>（地方公共団体の役割）</p>	
2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、	2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、	（地方公共団体の役割）
（第二条の二 「同上」）	<p>（第二条の二 「同上」）</p>	

この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に~~必要~~し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止計画)

第四条　〔略〕

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇六　〔略〕

七 捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する捕獲等鳥獣の有効利用に伴うものを除く。）に関する事項

八 捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する愛がん動物用飼料をいう。第十条の二及び第十五条において同じ。）又は皮革としての利用等その有効な利用（以下「捕獲等鳥獣の有効利用」という。）に関する事項

九・十　〔略〕

3～12　〔略〕

（環境大臣又は都道府県知事に対する要請等）

第七条の二　〔略〕

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があつた

この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を~~防止~~するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害防止計画)

第四条　〔同上〕

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇六　〔同上〕

七 捕獲等をした対象鳥獣の処理（次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。）に関する事項

八 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

九・十　〔同上〕

3～12　〔同上〕

（環境大臣又は都道府県知事に対する要請等）

第七条の二　〔同上〕

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による要請があつた

ときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施、関係市町村相互間の連絡調整その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、都道府県知事が行う同項の調査及び措置に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

ときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定希少鳥獣管理計画若しくは第二種特定鳥獣管理計画の作成若しくは変更又はこれらの実施その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

〔新設〕

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 「略」

2・3 「略」

4| 市町村長は、前項第二号に掲げる鳥獸被害対策実施隊員の任命に当たつては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

5| 9| 「略」

(捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理)

第十条 国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理（捕獲等鳥獸の有効利用に伴うものを除く。）を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導、効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(捕獲等鳥獸の有効利用)

第十条の二 国及び地方公共団体は、捕獲等鳥獸の有効利用における安全性を確保するため、捕獲等をした対象鳥獸の食品又は愛玩動物用飼料としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに当該対象鳥獸の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、捕獲等鳥獸の有効利用の促進を図るた

第九条 「同上」

2・3 「同上」

4| 8| 「新設」

5| 8| 「同上」

(捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理)

第十条 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理を図るため、必要な施設の整備充実、環境に悪影響を及ぼすおそれのない処理方法その他適切な処理方法についての指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等)

第十条の二 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用における安全性を確保するため、当該対象鳥獸の食品等としての安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対

め、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工に必要な施設並びに当該対象鳥獣の当該施設への搬入に必要な設備及び資材の整備充実、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、捕獲等鳥獣の有効利用に係る技術の普及、捕獲等鳥獣の有効利用に係る開発又は需要の開拓の利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、国、地方公共団体、捕獲等をした対象鳥獣の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等としての加工、流通又は販売を行う事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、捕獲等鳥獣の有効利用が図られることに鑑み、これら者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究の推進、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進及びその成果の普及並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進等)

第十四条 国及び都道府県は、被害防止施策の総合的かつ効果的な実施を推進するため、前条第一項の規定による調査の結果等を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の原因を究明するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関し、調査研究の推進、捕獲等の技術の高度化等のための技術開発の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項、農林水産業等に係る被害の原因となつていてる鳥獣の捕獲等（食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した方法によるものと含む。）又は捕獲等鳥獣の有効利用について専門的な知識経験を有する者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 [略]

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、捕獲等鳥獣の有効利用の促進が図られるよう、捕獲等鳥獣の有効利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、鳥獣の習性等鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する事項について専門的な知識経験を有する者、農林水産業等に係る被害の原因となつていてる鳥獣の捕獲等（食品としての利用等に適した方法によるものと含む。）について技術的指導を行う者、捕獲等をした鳥獣の食品としての利用等について専門的な知識経験を有する者その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に寄与する人材の育成を図るため、研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十七条 [同上]

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、捕獲等鳥獣の有効利用の促進が図られるよう、捕獲等鳥獣の有効利用が自然の恩恵の上に成り立つものであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる者その他の関係者の様々な活動に支えられていることについて、国民の理解を深めるよう配慮するものとする。

(特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例)

### 第三条 〔略〕

- 2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から令和九年四月十五日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過してい

(特定鳥獣被害対策実施隊員等に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例)

### 第三条 〔同上〕

- 2 前項に定めるもののほか、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であつて内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、改正法一部施行日から平成三十三年十二月三日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法第四条の二第一項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第七条の三第一項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、同法第五条の二第三項第一号中「所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）とあるのは「所持している者」と、同項第二号中「経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過し

ない者に限る。)」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過している者に限る。)」とあるのは「経過しないもの」とする。

「経過しない者に限る。)」とあり、及び同項第三号中「経過しないもの(当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。)」とあるのは「経過しないもの」とする。

改正案

附則

（狩猟税の課税免除）

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獸捕獲員（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号。次項において「鳥獸被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獸保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獸捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獸捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2  
〔略〕

現行

附則

（狩猟税の課税免除）

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獸捕獲員（鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号。次項において「鳥獸被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獸保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獸捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第七百条の五十二第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獸捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2  
〔同上〕